

時休業ヲ發表シ形勢ノ推移ヲ觀望シツ、アリ

九、將來ノ豫想

職工側ハ一般ニ抗争氣分ナリ妥協ニ傾キツ、アリ、
事業主側ハ表面態度強硬ヲ裝フモ幾分要求ヲ容レン
トスル意思アルカ如ク適當ノ時期ニ於テ妥協スルモ
ノト認メラル

右及申(通)報候也

3. 9. 21
18己

勞社第一一一二號

昭和三年九月十三日

警視總監 官田 光雄

事務大臣 望月 圭介

社會局長 官殿

北海道京都大阪 神奈川

各廳 府 縣 長 官殿

東京印刷株式會社深川分社勞働爭議ニ関スル件(第二報)

(1) 勞働者側ハ要ホテ撤回シ別ニ解雇者二名ノ
復職ヲ嘆願十一日ヨリ一部就業セリ

(2) 事業主側ハ十一日就業セザリシ職工百五十四人
ニ解雇ヲ通知セリ

平吉